

鳥取県感染拡大傾向時におけるPCR等検査無料化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県感染拡大傾向時におけるPCR等検査無料化事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 「無料PCR検査等」とは、国が定める「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における検査促進枠交付金に係る実施要領」に基づき実施される、無料のPCR検査等（LAMP法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む。以下同じ。）及び抗原定性検査をいう。
- (2) 「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業（以下、「定着促進事業」という。）」とは、原則3回目接種未了の無症状者を対象として、ワクチン・検査パッケージ制度又は対象者全員検査及び飲食、イベント、旅行・帰省等の活動に際してワクチン接種歴や陰性の検査結果を確認する地方公共団体や民間事業者等による取組のために必要な検査を無料化する事業をいう。
- (3) 「感染拡大傾向時の一般検査事業（以下、「一般検査事業」という。）」とは、感染リスクが高い環境にある等の理由により感染不安を感じる住民のうち、新型コロナウイルス感染症症状が出ていない者が、検査受検要請（感染拡大傾向にある場合に都道府県知事の判断により行われる特措法第24条第9項等に基づくものに限る。）に応じて受検した検査を無料化する事業をいう。
- (4) 「実施事業者」とは、「鳥取県感染拡大傾向時におけるPCR等検査無料化事業実施事業者募集要項」（以下、「募集要項」という）に係る県の登録を受けた「医療機関、薬局、衛生検査所等及びワクチン検査パッケージ制度・対象者全員検査等の登録を受けた事業者（共同して事業を実施する場合の共同事業者を含む。）」をいう。

(交付目的)

第3条 本補助金は、陰性の検査結果を確認する地方公共団体や民間事業者等による取組のために必要な検査や感染拡大傾向時の感染不安者への無料PCR等検査の実施に要する経費を支援し、もって新型コロナウイルス感染症対策と日常生活の回復の両立を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を限度とする。）以下とする。
 - 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請及び実績報告の時期等)

- 第5条 本補助金の交付申請及び実績報告は、無料検査の実施期間の終期から30日以内に行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書（同条第1号及び第2号の書類を含む）及び規則第17条第1項の報告書は様式第1号及び様式第1-1号によるものとする。
 - 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入

控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（交付決定及び交付額確定の時期等）

第6条 本補助金の交付決定及び交付額の確定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

- 2 前項の規定による交付決定及び交付額の確定は、様式第3号によるものとする。

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- （1）事業内容の大幅な変更
- （2）補助事業の中止及び廃止
- （3）補助金の増額を伴う変更
- （4）第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（雑則）

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、新型コロナウイルス感染症対策推進課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月21日から施行し、令和3年11月26日実施事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月14日から施行し、令和4年4月1日に遡って適用する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

ただし、別表の改正規定は、令和4年9月1日に遡って適用する。

別表（第4条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費 ^{※1}	4 補助率	5 補助上限額 ^{※2}
(1) 検査体制の整備費用支援事業		<p>検査実施場所等(検査実施場所、検体採取場所)の整備に係る経費。なお、高額な設備等を整備(50万円以上)する場合は基本的にリース対応とする。ただし、以下にかかる経費を除く。</p> <p>用地所得費、貸付金・保証金、及び無料PCR検査等の実施と関連しない費用。</p>		<p>検査実施場所等 1箇所あたり130万円(税込)^{※3}</p>
(2) 検査等費用支援事業	実施事業者	<p>「定着促進事業」及び「一般検査事業」にかかる無料PCR検査等の実施に必要な以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PCR検査キット原価(検査費用・送料等含む) ・抗原定性検査キット原価 ・その他各種経費 	10/10	<p>以下に定める1件当たりの検査等費用に検査実績件数を乗じて得た額</p> <p>(1) PCR検査キット原価(検査費用・送料等含む)^{※4} 次の各号に定める上限額の算定に当たっては、1日当たりの総検査回数、PCR検査等の回数及び基準値(50回又は100回)について、検体採取場所ごとに、同日の属する月の合計値に換算して適用する。実施事業者が申告する仕入単価は仕入先ごとに単一とする。</p> <p>ア 1日当たりの総検査回数(PCR検査と抗原定性検査の合計。以下同じ。)が50回以下の場合で、同日の総検査回数に占めるPCR検査等の回数の割合に50回を乗じて得た数以下の回数については、1件につき上限額7,000円(税込)</p> <p>イ 1日当たりの総検査回数が50回を超え、かつ、100回以下の場合で、同日の総検査回数に占めるPCR検査等の回数の割合に50回を乗じて得た数を超える回数については、1件につき上限額5,000円(税込)</p> <p>ウ 1日当たりの総検査回数が100回を超える場合で、同日の総検査回数に占めるPCR検査等の回数の割合に100回を乗じて得た数を超える回数については、1件につき上限額3,000円</p>

				<p>(税込)</p> <p>(2) 抗原定性検査キット原価 (上限額 1件につき1,500円(税込) ※5)</p> <p>(3) その他各種経費 次の各号に定める上限額の算定に当たっては、1日当たりの総検査回数及び基準値(50回又は100回)について、検体採取場所ごとに、同日の属する月の合計値に換算して適用する。</p> <p>ア 1日当たりの総検査回数が50回以下の場合には検査1件につき上限2,500円(税込)</p> <p>イ 1日当たりの総検査回数が50回を超え、かつ、100回以下の場合で、同日の総検査回数が50回を超える回数については、検査1件につき上限1,800円(税込)</p> <p>ウ 1日当たりの総検査回数が100回を超える場合で、同日の総検査回数が100回を超える回数については、検査1件につき上限1,100円(税込)</p>
--	--	--	--	--

- ※1 (2) 検査等費用支援事業のうち、「一般検査事業」については、感染拡大傾向にある場合に知事の判断により行われる特措法第24条第9項等に基づく検査受検要請の要請期間に係る経費を補助対象経費とする。
- ※2 第5欄に掲げる補助上限額により、無料検査の実施が困難な場合は、県と協議の上、県が認められた上限額を本補助金の上限額とする。
- ※3 (1) 検査体制の整備費用支援事業については、1事業者につき交付は1回を原則とする。
- ※4 令和4年6月30日までの間については、PCR検査キット原価の上限額は1件につき8,500円(税込)、令和4年7月1日から同年8月31日までの間については、PCR検査キット原価の上限額は1件につき7,000円(税込)とする。ただし、令和3年12月31日から令和4年6月30日までの間については、実施事業者が医療機関である場合、検体採取を行った医療機関以外の施設へ検体を輸送し検査を委託して実施した場合を除き、PCR検査キット原価の上限額は1件につき7,000円(税込)とする。
- ※5 令和3年12月30日までの間については、抗原定性検査キット原価の上限額は1件につき3,500円(税込)、令和3年12月31日から令和4年3月31日までの間については、1件につき3,000円(税込)とする。
- ※6 実施事業者が、令和4年8月31日までに仕入れたPCR検査キット及び抗原定性検査キットを同年9月1日以降の検査で使用する場合には、なお従前のPCR検査キット原価及び抗原定性検査キット原価の補助上限額とする。

令和4年度鳥取県感染拡大傾向時におけるPCR等検査無料化事業補助金交付申請書（実績報告書）

鳥取県知事 様

住 所
申請者 氏 名
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

鳥取県感染拡大傾向時におけるPCR等検査無料化事業補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により、

- 下記のとおり申請します。
 下記のとおり実績を報告します。

記

1 交付申請額（実績報告額）

算定基準額	円
交付申請額 (実績報告額)	円

2 事業の概要

事業期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
事業概要 ※どこに何を整備するか、 どこで検体採取をして、 どこで検査をするか等、 事業の内容、流れがわか るよう具体的に記載して ください。				
検査体制の整備費用 支援事業金額	円			
検査等費用支援事業 内容及び金額	検査内容	検査キット原価A	件数B	金額(A+その他各種経費)×B
	PCR検査等	円	件	円
	抗原定性検査	円	件	円
検査内容内訳 ※実績報告時のみ要記載	検査内容	区分		
		ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業	感染拡大傾向時の一般検査事業	
	PCR検査等	件	件	件 (うち濃厚接触者となったエッ センシャルワーカーの待機期間 短縮のための検査 件)

	抗原定性検査	件	件 (うち濃厚接触者となったエッセンシャルワーカーの待機期間短縮のための検査 件)
検査結果 ※実績報告時のみ要記載	検査件数		検査件数に占める陽性件数
	件		件
他の補助金の 活用の有無(※)	(該当する区分に☑してください。) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※「有」の場合は、活用する補助金名、その事業内容、当該補助金に係る問合せ先(補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先)を記載してください。 補助金名： 事業内容： 問合せ先：		

※ 同事業に対する補助金の重複支給を避けるための確認ですので、本事業に他の補助金を利用する場合のみ「有」としてください。別事業で利用される場合は記載の必要はありません。
 (注)実績報告時に県に提出する書類の控え、並びに検査件数及び検査件数に占める陽性件数の証拠書類(募集要項別紙1「申込書」、別紙2「検査結果通知書」等)を5年間保存すること。

3 事業実施主体の消費税の取扱い

(該当する区分に☑してください。)

一般課税事業者 簡易課税事業者 免税事業者

4 収支予算(決算)

区分		金額
収入	県補助金	円
	その他	円
	合計①	円
支出	検査体制の整備費用支援事業	円
	検討等費用支援事業	円
	合計②	円

※①と②は一致するようにお願いします。

5 受取口座

金融機関名		支店名		預金種別	
口座番号					
口座名義					
フリガナ					

※申請者と個人名義人が異なる場合は、委任状を添付すること

様式第1-1号（第5条関係）

検査体制の整備費用支援事業計画（報告）内訳書

検査実施場所もしくは検体採取場所：

整備内容及び規格	整備経費
	円
	円
	円
	円
(記載例) パーテーション3枚	12,000円
エアコン1台	30,000円
合計金額	円

検査実施場所もしくは検体採取場所：

整備内容及び規格	整備経費
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合計金額	円

※検査実施場所、検体採取場所が複数ある場合は、検査実施場所、検体採取場所ごとに作成すること。

第 号
年 月 日

様

鳥取県知事 ○○ ○○
(公印省略)

○○年度鳥取県感染拡大傾向時におけるPCR等検査無料化事業補助金交付決定及び交付額確定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県感染拡大傾向時におけるPCR等検査無料化事業補助金（以下「補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、併せて規則第18条第1項の規定に基づき交付額を確定したので、規則第8条第1項及び規則第18条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

区分	算定基準額		交付決定額	
(1) 検査体制の整備費用支援事業	金	円	金	円
(2) 検査等費用支援事業	金	円	金	円

3 交付額の確定

本補助金の確定額は、前記2の(2)の交付決定額のとおりとする。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

鳥取県知事 様

住 所
申請者 氏 名
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

〇〇年度鳥取県感染拡大傾向時におけるPCR等検査無料化事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日第 号により交付決定のあつた鳥取県感染拡大傾向時におけるPCR等検査無料化事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- 1 交付された補助金等の額の確定額
金 円
- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円
- 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）
金 円
- 5 添付資料
 - (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
 - (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
 - (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

様式第4号 別紙 (第7条関係)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費 (補助金の使途) の内訳

区分	課税仕入れ	課税売上	非課税売上	共通	非課税仕入れ	合計
		対応分	上対応分	対応分		
経費の内訳						

(2) 課税売上割合 %

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法